

少年法改正に関する答申案に反対する会長声明

2020年（令和2年）10月27日

兵庫県弁護士会

会長 友 廣 隆 宣

少年法改正については、2017年2月に行われた諮問第103号以降、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、約3年半にわたって、議論が続けられてきた。そして、その間の議論における紆余曲折を経て、2020年9月9日、諮問第103号に対する答申案（以下、「答申案」という。）が採択された。

当会は、民法の成年年齢が2022年から18歳に引き下げられたとしても、各法律の適用年齢はその法律の目的ごとに定めるべきであること、現行の少年法は有効に機能し少年による犯罪は凶悪犯罪も含めて大幅に減少していること、18歳及び19歳の少年は未成熟で可塑性に富み、教育的な処遇が必要かつ有効であること等の理由から、適時に、少年法の適用年齢引下げに反対してきた。

答申案では、18歳及び19歳の者について、典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることを認め、18歳及び19歳の者が犯罪を犯した嫌疑がある場合には全件家裁送致を行うとの枠組みが維持された。より明示的に、18歳及び19歳の者も現行法と同様に「少年」に含め、少年法を適用すべきことを明示することが望ましかったものの、全件家裁送致の枠組みを維持したことについては、当会としても積極的に評価する。

しかし、以下に述べる点で、答申案は、少年の健全な成長発達と再犯防止という少年法の理念を大きく後退させるものであるから、当会はこれに強く反対するものである。

1 「原則逆送事件」の範囲拡大について

答申案では、いわゆる「原則逆送事件」の対象範囲を、現行少年法では「故意の犯行により被害者を死亡させた」という重大な生命侵害事件に限定されているところを、短期1年以上の懲役禁錮（新自由刑）に当たる罪の事件にまで拡大することが提案されている。この案によると、強盗罪や強制性交罪等の犯罪が新たに「原則逆送事件」に含まれることになる。

このような「原則逆送事件」の範囲拡大は、これまでの少年法改正において繰り返されてきた少年の厳罰化をより一層進めるものであり、家庭裁判所において対象者の成育歴、家庭環境等を踏まえ、更生に向けた処分をきめ細やかに行うという少年法の趣旨を大きく損ねるものである。

他方、これらの短期1年以上の懲役禁固（新自由刑）に当たる罪は、決して軽微ではない犯罪ではないことから、このような罪を犯した18歳及び19歳の者に対して感銘力ある少年審判や保護処分を受けさせる必要性は高い。しかし、これらの犯罪は犯行の経緯、動機、態様、結果等の犯情の幅が極めて広い事件類型であり、成人の刑事手続において処分又は刑を決定する場合には、起訴猶予や全部執行猶予となることも少なくはない。このため、検察官送致を原則化した場合には、結果として、家裁による保護処分も刑事収容施設における自由刑の執行も受けることなく、何らの教育効果を得られずに社会に復帰するという事態も相当数生じることになる。

このような「原則逆送事件」の対象範囲拡大は、18歳及び19歳の者の更生に資するとはいえず、現行少年法の趣旨に反するものであるから、到底許容できない。

2 推知報道の禁止の解除について

答申案は、少年法第61条に規定される「氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができるような記事または写真の掲載」の禁止（以下、「推知報道の禁止」という。）について、逆送後に公判請求された後は解除されるものとしている。

現行少年法は、推知報道がひとたびなされると、少年法の本旨である、少年の健全

な育成、その後の少年の更生を阻害することから、これを全面的に禁止している。今日においては、インターネット等で誰もが情報を発信し、拡散することができ、ひとたびインターネット上に拡散された情報の完全な削除はほとんど不可能であり、半永久的に検索可能な状態が続くことになる。現に、センセーショナルな報道がなされる重大な少年事件においては、本人や家族に過剰な批判や嫌がらせ行為がなされた事例もある。このように、推知報道による報道対象者の更正意欲やその家族等の社会資源への悪影響の程度は、近時、ますます深刻化しており、18歳及び19歳の者を防ぐ必要性は極めて大きい。

そして、公判請求（起訴）自体が、有罪判決を意味することではなく、有罪判決が確定するまでの間、無罪が推定されることは言うまでもない。また、裁判の結果として、無罪となる場合のほか、少年法第55条（家庭裁判所への移送）による移送がされ、保護処分（例えば、少年院送致や保護観察処分）が選択されることもある。たとえ有罪判決がなされる場合であっても、執行猶予判決や短期の実刑判決等、早期の社会復帰が適当と判断される場合も多々存在する。このような場合にも、推知報道がなされたとすると、取り返しがつかない結果となるおそれがある。

これらのことに鑑みると、公判請求がされたことのみをもって、推知報道の禁止を解除することは到底許容できない。

3 ぐ犯（虞犯）の除外について

答申案は、18歳及び19歳の者のぐ犯を、手続の対象には含めていない。

ぐ犯少年（少年法第3条1項3号）とは、「将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる可能性がある」可能性のある少年であり、具体的には、補導歴や問題行動歴が多く、要保護性の高い少年がこれに当たるものとして、少年審判手続に付されている。男女比でいえば女子少年の比率が高いとされており、このようなぐ犯に当たる女子少年の場合には性犯罪や売春等に巻き込まれる危険も高い。ぐ犯を理由とする保護処分は少年を、本人の真意に反した不良交友や犯罪被害等から守るセーフティーネットという

役割をも担っている。18歳及び19歳の者についても、このような意味でのセーフティネットの必要性は変わらない。それどころか、児童福祉法上の一時保護や施設入所措置の対象とならない年齢であることから、17歳以下の少年に比して、ぐ犯による保護処分の必要性は高いとすらいえる。

答申案「第3 附帯事項」においては、ぐ犯にあたる者も含めた18歳及び19歳の者について、「犯罪の防止に重要な機能を果たしていると考えられる行政や福祉の分野における各種支援についても充実した取組が行われること」とされているが、その概要すらも現時点で明らかではない。「行政による保護」を新たに創設するとしても、それは決して「司法による保護」と両立しないものではなく、現行の少年法のぐ犯少年に対する保護処分を維持した上で、新たな「行政による保護」を検討すべきである。

4 資格制限排除規定の適用除外について

現行の少年法は、少年の可塑性（更生可能性）、教育可能性を考慮し、有罪判決を受けた場合についての資格制限の排除規定を設けている（少年法第60条）。しかし、答申案は、この資格制限排除規定について18歳及び19歳の者への適用を明言していない。この点について、答申案「第3 附帯事項」においては、資格取得の制限の在り方について、早期に必要な措置の実施が望まれる旨、示されている。

しかし、答申案自身が、18歳及び19歳の者が典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることを認めている以上、少年の可塑性、教育可能性に配慮した資格制限排除規定を18歳及び19歳の者にも一律に適用すべきである。その多くが学生であり、これから資格取得及び就労により社会に参画していく18歳及び19歳の者にとって、資格制限により更生を阻害されることが決してあつてはならないと考える。

5 不定期刑の適用除外について

さらに、答申案は、18歳及び19歳の者が逆送後に公判請求された場合には、不定期刑の適用を除外するものとしている。

不定期刑の制度は少年の人格が発展途上で可塑性に富み教育による改善更生が期待されることから処遇に弾力性を持たせることにしたものである。18歳及び19歳の者にもこの趣旨は当然妥当し、答申案自身が、18歳及び19歳の者の類型的な未成熟性と可塑性を認める以上、不定期刑の適用を除外する理由はない。

また、不定期刑の上限は15年であるのに対し（少年法第52条1項後段）、不定期刑の適用を除外した場合の有期刑の上限は30年である。社会内で生活した期間が短い18歳及び19歳の者がこのように長期の受刑生活を送った場合、受刑期間中の社会の変化に対応できず、親族等の社会資源との関係も希薄化してしまう。このため、出所後の生活に著しい支障を来し、18歳及び19歳の者の社会復帰は著しく困難となりかねない。

6 結語

少年法は、2000（平成12）年、2007（平成19）年、2008（平成20）年、2014（平成26）年と改正された。この背景には、いくつかの痛ましい少年事件を契機とした世論と少年犯罪被害者等の活動があり、その結果、審判への被害者参加等の被害者保護を図る制度が創設されている。

しかし、このような被害者保護は、あくまでも被害者支援のための法制度や政策の拡充によって図るべきものであり、答申案の掲げるような少年法の厳罰化や少年法の理念の後退によって図るべきものではない。少年法の掲げる少年の健全な成長発達と再犯防止の理念が後退するとき、それは治安の悪化を招き、ひいては犯罪被害を増やす結果にすらなり得るのである。

よって、当会としては、上記のとおり、少年法の理念に照らし多くの問題点を有する答申案をそのまま立法化することに強く反対する。

以上